

平成 27 年 10 月 27 日

各位

一般社団法人フォレストック協会

理事長 石黒 路明

「岩泉町の森林」の CO2 吸収量クレジット販売一時停止について

当協会では「岩泉町の森林」の CO2 吸収量クレジットの販売を一時停止することといたしましたのでお知らせいたします。

フォレストック認定制度では認定取得者による翌年度の主伐予定量の申告をもとに、森林認証機関が CO2 吸収量を算出し、主伐実績報告等での確認を通して次回の定時モニタリングにて当該年度の CO2 吸収量を確定していますが、予定申告量を超える主伐が実施された場合、CO2 吸収量の算定量の減少、また既に販売済みクレジットの消失にもつながり、購入企業等及び制度運営の信頼性に対し極めて深刻な影響を及ぼす事由と捉えており、フォレストック認定制度規定集 十六 フォレストック認定の取消 1 (4) において『認定取得者が、当協会の承認なく又は当協会の承認の範囲を超えて、「主伐予定量申告書」または「施業予定申請書」に記載された主伐量をこえる主伐を行った場合。』をフォレストック認定の取消事由として定めています。

今回、「岩泉町の森林」において上記事項に抵触する事由が発生しましたので、その理由や経緯について岩泉町及び担当森林認証機関に対し事実確認を実施し、その結果に基づき同森林を対象とするフォレストック認定に関する措置が決定するまでの間、当該認定森林からの CO2 吸収量クレジットの販売を一時停止することとします。

尚「岩泉町の森林」における今般の対象が同認定 4 年目の CO2 吸収量クレジット（算定分）となっており、現時点において譲渡販売されておりませんので、同認定対象森林の CO2 吸収量クレジットをご購入いただいております企業様等におかれましては、本件による影響はございません。

本件措置に関しましては、当協会にて協議の上、後日確定次第お知らせいたします。

以上